令和７年６月１８日

（公財）福岡県農業振興推進機構

理事長　鐘江　義広　　殿

福岡県農地中間管理事業評価委員会

委員長　磯田　宏

令和６年度農地中間管理事業に係る評価意見書について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第６条第２項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

１　評価の期間　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日

２　評価委員名　　磯田　宏、大塚　康市、植野　京二

３　評価意見書　　別紙のとおり

以上

令和６年度農地中間管理事業に係る評価意見書

１　実施状況等について

（１）貸付実績

令和６年度貸付実績（認可ベース）は、昨年度より 177ha 減少し、1,093ha となった。

これは、令和６年度に終期更新を迎える案件が少なかったことによるものである。

また、月別に見ると、昨年度と比べ、10 月以降の年度後半から認可申請案件の減少が目立った。

これは、令和５年度において、筑後地域では更新案件が大幅に増加したこと、また、飯塚地域では新規法人設立に伴う貸借が多かったことによるものである。

ストックベースの実績を見ると、出し手や貸付面積が増加する一方で、受け手が減少し、受け手への農地の集積が進むとともに、賃料総額も増加した。

地域別に見ると、行橋地域が前年比 357％と大幅に増加した。

これは、令和６年度内に終期を迎える利用権設定等促進事業（以下、相対契約）による貸借を更新せず、農地中間管理事業による貸借に移行したためである。

一方、八幡地域は、前年比 42％と大幅に減少した。

これは、令和６年度内に終期を迎える農地利用集積円滑化事業による貸借件数が少なかったためである。

また、筑後地域も、前年比 50％と大幅に減少した。

これは、令和６年度内に終期を迎える農地中間管理事業による貸借件数が少なかったことや、法改正に伴う業務量の急激な増加を避けるため、相対契約の貸借期間の延長を行ったためである。

農地中間管理事業を活用した取り組みとして、朝倉市において（公財）福岡県農業振興推進機構（以下、機構）は、令和３年度から遊休農地等を活用した果樹振興の推進や地元担い手及び被災農業者等の新たな担い手への農地集約化を進め、区画拡大や暗渠排水などの簡易な条件整備を実施した。

また、機構による遊休農地解消の取組みは、事業開始である令和４年度から徐々に増加し、令和６年度は 1.6ha の遊休農地を解消し、５件の受け手に貸借を行った。

（２）評価

法改正に伴う大幅な業務量の増加を抑えるための相対契約の貸借期間延長は、制度移行に対する市町村段階の不安の現れである。

このため、機構は市町村段階の動き等を注視しつつ、円滑な制度移行に努めると共に、国・県が行う市町村が策定した地域計画の内容・分析結果やそれらの実現のための基本方向について関係機関・団体との認識共有を図って、担い手への農地の集積・集約化を進められたい。

また、機構が行う遊休農地解消の取組みが近年徐々に進展している点が評価される。現場で主体となって取組んでおられる農業委員会との連携を図り、一層取組みを強化されたい。

２　法改正に伴う対応について

今回の法改正により、市町村が策定した「地域計画」を実現するための農地貸借が、農地中間管理事業に一本化されたことから、市町村・機構の業務量が大幅に増加すると見込まれている。

このため、機構は令和７年度の本格実施に向け、令和５年度から「業務の簡素化・効率化」、「予算・人員の確保」「国に対する要望活動」を柱とし取組みを行った。

（１）－①農地中間管理事業業務の簡素化・効率化

今まで、農地の「出し手」と「受け手」と別々であった機構との計画を一体化することで、計画の作成・確認等の業務を大幅に縮減した。

また、添付書類の省略については、改正法や通達に基づく根拠を弾力的に運用し、業務の簡素化を行った。

業務の電子化による効率化については、大量の農家・農地情報を機構・市町村・県で共有できるクラウドサービス（kintone）の導入・普及を進めた。

また、農業者等に配布する書類を自動で作成する Excel マクロを開発し、市町村との共有化を行った。

さらに、賃料が機構を経由する「従来方式」を主体としつつ、法改正に伴う緊急的な措置として、一定の条件を付し、賃料が機構を経由しない「緊急避難方式」を併用することとした。

（１）－②予算・人員の確保

法改正に伴う大幅な業務量増加に対応するため、機構は国・県に対する要望を通じ、大幅な予算確保に務めた。

この結果、令和７年度の市町村委託費を含む機構運営費は、国の予算増（107％）以上の予算確保（132％）となり、市町村委託費の増額を行った。

人員については、機構本所・地域推進員の増員を計画的に進め、業務量増加に伴う市町村支援を強化するため、地域推進員は令和６年度に前年度（６人）から４名増員し、さらに令和７年度に向け 13 人を確保した。

（１）－③国に対する要望活動

法改正に伴う大幅な業務量増加に対応するための十分な予算確保と、農地中間管理事業における関係機関の役割の明確化等について各都道府県機構とともに国に要望活動を行った。

その結果、一定の予算増額にはつながったものの、関係機関の役割は明確にされなかった。

（２）評価

昨年度からの取組みを踏まえ､機構は､農地中間管理事業業務の簡素化や、業務の電子化による効率化の具体的方策を開発し、市町村段階に提供していることは評価する。

また、市町村段階への支援を強化するため、予算要望等を通じ、地域推進員等の増員を計画的に進めてきたことは評価するが、依然令和７年度からの業務量増加に伴う市町村段階の不安は根強いことから、更なる国からの支援が不可欠である。

このため､機構においては､市町村が策定した「地域計画」の実現に向け、県との連携を図りながら、改めて国に対し必要な予算措置の確保や業務負担の軽減等について強く要請されたい。